ID:　335

担当部署:　都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市道路占用料条例　第6条第1項
例規番号	昭和29年条例第5号

【根拠条文】

（延滞金）

第6条　市長は、占用料を納付すべき者が納付期限後に、その占用料を納付する場合においては、当該占用料が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該占用料にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14．5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7．3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して徴収する。

2　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

【基準】

根拠条文及び附則第4項の規定による。

4　当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日